



あずさ監査法人

日本基準

平成28年3月期
決算の留意事項
——チェックリスト

2016年4月

目次

本冊子について	3
参考基準等の略称	4
チェックリスト	5
1. 当期首から適用される会計基準等(※)	5
1.1 企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」の改正 (平成25年9月改正)等	5
1.2 実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における 在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の改正 (平成27年3月改正)	7
1.3 ヘッジ会計の取扱いを明確化するための 「金融商品会計に関する実務指針」等の改正 (平成27年4月改正)	7
1.4 会計制度委員会報告第15号 「特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る 譲渡人の会計処理に関する実務指針」等の改正 (平成26年11月改正)	8
※当期首から適用される会計基準等は、 「平成28年3月期四半期決算の留意事項－チェックリスト」で記載している内容と同じである。	
2. 当期末から適用される新会計基準等	8
2.1 企業会計基準適用指針第27号 「税効果会計に適用する税率に関する適用指針」の公表 (平成28年3月公表)及び平成28年度税制改正関係	8
3. 早期適用可能な新会計基準等	10
3.1 企業会計基準適用指針第26号 「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」の公表 (平成27年12月公表、平成28年3月改正)	10
4. マイナス金利下における会計処理	12
4.1 退職給付会計(割引率)	12
4.2 金利スワップの特例処理	12

本冊子について

本冊子は、平成28年3月期の決算において、日本基準に準拠した財務諸表を作成する際に、新たに留意すべき項目をチェックリスト形式で示すことにより、利用者に役立つものとなることを目的として作成しています。

参考基準等の略称

■ 1.1に関する会計基準等

平成25年9月改正

基21号:企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」

基22号:企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」

基7号:企業会計基準第7号「事業分離等に関する会計基準」

基2号:企業会計基準第2号「1株当たり当期純利益に関する会計基準」

指4号:企業会計基準適用指針第4号「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」

平成26年2月改正

制6号:会計制度委員会報告第6号「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針」

制7号:会計制度委員会報告第7号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」

制14号:会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」

ASBJ解説21:「企業結合に関する会計基準」及び関連する他の改正会計基準等の解説

■ 1.2に関する会計基準等

実18号:実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(平成27年3月改正)

■ 1.3に関する会計基準等

制14号:会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」(平成27年4月改正)

金融商品Q&A:「金融商品会計に関するQ&A」(平成27年4月改正)

■ 1.4に関する会計基準等

制15号:会計制度委員会報告第15号「特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針」(平成26年11月改正)

■ 2.1に関する会計基準等

指27号:企業会計基準適用指針第27号「税効果会計に適用する税率に関する適用指針」

税効果会基:「税効果会計に係る会計基準」

税効果Q&A:「税効果会計に関するQ&A」

■ 3.1に関する会計基準等

指26号:企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」

FASF記載例:公益財団法人会計基準機構「有価証券報告書の作成要領」(平成28年3月期提出用)

■ 4に関する会計基準等

ASBJ331議事:ASBJ HP第331回企業会計基準委員会議事概要

ASBJ332議事:ASBJ HP第332回企業会計基準委員会議事概要

チェックリスト

1. 当期首から適用される会計基準等

1.1 企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」の改正（平成25年9月改正）等

基21号58-2項(2)、(5)、
基22号44-5項(2)、(5)、
基7号57-4項(2)、(5)

①〔適用初年度の取扱い〕平成25年9月改正の企業会計基準第21号、企業会計基準第22号及び企業会計基準第7号は、平成27年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首（暫定的な会計処理の確定の取扱い（基準第21号（注6））は平成27年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首以後実施される企業結合）から適用する。

適用初年度においては、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更として取扱う。

基21号58-2項(3)、
基22号44-5項(3)、
基7号57-4項(3)

②〔適用初年度の取扱い〕①の適用にあたっては、非支配株主との取引及び取得関連費用に関する定めについて過去の期間のすべてに新たな会計方針を遡及適用した場合の、適用初年度の期首時点の累積的影響額を適用初年度の期首の資本剰余金及び利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用する。

基21号58-2項(4)、
基22号44-5項(4)、
基7号57-4項(4)

③〔適用初年度の取扱い〕②によらず、平成25年9月改正の会計基準が定める新たな会計方針を、適用初年度の期首から将来にわたって適用することができる。

基22号26項、39項、
基2号12項

④子会社の資本のうち親会社に帰属しない部分は、非支配株主持分とする。これを含め、表示に関する取扱いは以下のようになる。

改正前	改正後
少数株主持分	非支配株主持分
少数株主損益調整前当期純利益	当期純利益
少数株主損益	非支配株主に帰属する当期純利益
当期純利益	親会社株主に帰属する当期純利益

なお、1株当たり当期純利益は従来と同様に親会社に帰属する当期純利益を基礎として算定する。

基22号28項、29項、
30項、（注9）

⑤次のような場合に生じた親会社の持分変動による差額は、資本剰余金に計上する。

- ・子会社株式の追加取得の場合、追加取得持分と追加投資額との間に生じた差額
- ・子会社株式の一部売却の場合（支配関係継続）、売却持分と売却価額との間に生じた差額（のれんの未償却残高は減額しない。関連する法人税等は資本剰余金から控除する。）
- ・子会社の時価発行増資等の場合、親会社の払込額と親会社の持分増減額との差額

基22号30-2、
ASBJ解説21
5. (1)③

⑥⑤の会計処理の結果、資本剰余金が負の値となる場合には、連結会計年度末において、資本剰余金をゼロとし、当該負の値を利益剰余金から減額する。四半期末においても同じ処理を行い、年度末においては四半期末の処理を洗替処理する。

基7号17(2)、18(2)、
19(2)、24(2)

⑦分離先企業の株式のみ（または現金等の財産と分離先企業の株式）を受取対価とする事業分離において、分離先企業が新たに分離元企業の子会社となる場合や分離先企業の株式（子会社株式）を追加取得する場合、分離元企業の連結財務諸表上で生じる差額についても資本剰余金とする。

制7号7-3項、7-4項 ⑧子会社株式を段階的に取得する場合や売却する場合において、複数の取引が行われる場合、通常、取引の手順に従って、それぞれの取引について会計処理が行われる。複数の取引が一体として取扱われるかどうかは、事前に契約等により複数の取引が1つの企業結合等を構成しているかどうかなどを踏まえ、取引の実態や状況に応じて判断する。

複数の取引が1つの企業結合等を構成しているものとして一体として取扱われる場合、支配獲得後に追加取得した持分に係るのれんについては、支配獲得時にのれんが計上されていたものとして算定し、追加取得時までののれんの償却相当額を追加取得時に一括して費用として計上する。

制6号39項 ⑨子会社株式を一部売却した場合（支配関係継続）、親会社の持分変動による差額（売却により生じた親会社の持分の減少額と売却価額との差額）に係る法人税等相当額について、連結仕訳上、法人税、住民税及び事業税を相手勘定として資本剰余金から控除する。

資本剰余金から控除する法人税等相当額は、売却元の課税所得や税金支払額にかかわらず、原則として、親会社の持分変動による差額に法定実効税率を乗じて算定する。ただし、税金支払額が発生していない場合に資本剰余金から控除する額をゼロとするなど、他の合理的な算定方法によることを排除するものではない。

制7号42項、66-2項 ⑩子会社株式の一部を売却（支配関係継続）し、売却持分と売却価額との間に生じた差額を資本剰余金として処理するにあたり、売却した株式に対応する持分には子会社に係るその他の包括利益累計額（その他有価証券評価差額金、退職給付に係る調整累計額など）が含まれるが、売却持分にはその他の包括利益累計額は含まれない。この処理に伴って減少したその他の包括利益累計額は、組替調整額の対象とはならず、連結株主資本等変動計算書の当連結会計年度の増減として表示する。

制7号66-3項 ⑪子会社株式を一部売却して持分が減少したとしても、当初に支配を獲得した持分に対応するのれんの償却額は、親会社株主に帰属する当期純利益に全額計上することとなり、非支配株主に帰属する当期純利益にのれんの償却額は計上されない。

制7号45-2項、66-6項 ⑫支配獲得後に追加取得や一部売却等が行われた後に、子会社株式を一部売却し、支配を喪失して関連会社になった場合におけるのれんの未償却額の算定にあたっては、いくつかの考え方があるが、支配獲得後の持分比率の推移等を勘案し、のれんの未償却額のうち、支配獲得時の持分比率に占める関連会社として残存する持分比率に相当する額を算定する方法や支配喪失時の持分比率に占める関連会社として残存する持分比率に相当する額を算定する方法などの中から、適切な方法に基づき、関連会社として残存する持分比率に相当するのれんの未償却額を算定する。このため、個々の投資先により、適切な方法は異なりうることに留意する。

制7号68-2項 ⑬支配を喪失して連結範囲及び持分法適用範囲から除外されたとしても、過去の追加取得または一部売却取引で計上された資本剰余金を取り崩さず、結果として、資本剰余金は子会社でも関連会社でもなくなってもそのまま計上される。

基21号26項、49項(3)④、94項、制14号56項 ⑭企業結合における取得関連費用（外部のアドバイザー等に支払った特定の報酬・手数料等）は、発生した事業年度の費用として処理する。また、主要な取得関連費用の内容及び金額を注記する。

なお、個別財務諸表における子会社株式の取得原価は、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」及び会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」に従って算定する。

基21号28項、(注6)、58-2項、基2号30-6項、指4号36-3項 ⑮企業結合日以後の決算で暫定的な会計処理を行い、その暫定的な会計処理の確定が企業結合年度の翌年度に行われた場合、企業結合年度の翌年度の財務諸表と併せて企業結合年度の財務諸表を表示するときには、当該企業結合年度の財務諸表に暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを反映させる。また、この見直しの内容及び金額を注記する。この場合、当該企業結合年度の翌年度の財務諸表と併せて表示する企業結合年度の財務諸表の1株当たり情報は、当該見直しが反映された後の金額により算定する。

この暫定的な会計処理の確定の取扱い、適用初年度の期首以後実施される企業結合から適用する。このため、適用初年度の期首より前に実施された企業結合の暫定的な会計処理が、適用初年度において確定したときの損益影響額は、従前の取扱いにより特別損益に計上する。

1.2 連結財務諸表作成における在外子会社の 会計処理に関する当面の取扱い(平成27年3月改正)

実18号

- ①同一環境下・同一の性質の取引等について、採用する会計方針は、原則として統一する。在外子会社の財務諸表が、国際財務報告基準又は米国会計基準に準拠して作成されている場合であっても、連結上の当期純損益に重要な影響を与える項目については修正が必要であり、以下の項目は、修正が必要な項目として例示されている(当面の取扱い)。

これらの項目以外であっても、明らかに合理的でないと認められる場合には、連結決算手続上で修正が必要であるとされているが、現行の国際財務報告基準及び米国会計基準を前提とした場合、明らかに合理的ではないと認められるのは、以下の項目であると考えられている。なお、今後、国際財務報告基準等の変化の中で、それ以外にも生じる可能性はあるとされている(ASBJ HP「実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の解説」Ⅲ)。

- (1) のれんの償却
- (2) 退職給付会計における数理計算上の差異の費用処理
- (3) 研究開発費の支出時費用処理
- (4) 投資不動産の時価評価及び固定資産の再評価
- ~~(5) 少数株主損益の会計処理~~

*「(5)少数株主損益の会計処理」が削除された。

実18号

- ②米国の改正(改正FASB-ASC Topic 350)により、非公開会社はのれんを償却する会計処理を選択できるようになったことから、償却を選択した場合、会計処理の修正は不要である。

なお、平成27年3月改正実務対応報告18号の適用初年度の期首に連結財務諸表において計上されているのれんのうち、在外子会社が改正FASB-ASC Topic 350に基づき償却処理を選択したのれんについては、企業結合ごとに以下のいずれかの方法を選択する。

- (i) 連結財務諸表におけるのれんの残存償却期間に基づき償却
- (ii) 在外子会社が採用する償却期間が連結財務諸表におけるのれんの残存償却期間を下回る場合には、当該償却期間に変更し、変更後の償却期間に基づき、将来にわたり償却

実18号

- ③在外子会社において、退職給付会計における数理計算上の差異(再測定)をその他の包括利益で認識し、その後費用処理を行わない場合には、連結決算手続上、その金額を平均残存勤務期間以内の一定の年数で規則的に処理する方法により、当期の損益とするよう修正する。これは、これ以外の基準間の細かい差異まで修正を求められるのではなく、従来から修正項目としていた部分に限られることの明確化を図るため、改正されたものである。

1.3 ヘッジ会計の取扱いを明確化するための 「金融商品会計に関する実務指針」等の改正 (平成27年4月改正)

制14号143項、
314-2項

- ①異なる商品間でのヘッジに関して、他に適当なヘッジ手段がない場合には、事前の有効性の予測を前提として、ヘッジ対象と異なる種類のデリバティブ取引をヘッジ手段として用いる、いわゆるクロスヘッジもヘッジ会計の対象となる。

金融商品Q&A
Q59-2

- ②例えば、当初の輸入見込時期に合わせて仕入価格の変動リスクのヘッジを行うために商品スワップ契約を行ったものの、輸入時期が1ヵ月遅れたことから元の商品スワップ契約を満期決済し、新たな商品スワップ契約を締結することは、一般的に「ロールオーバー」と呼ばれる。

この場合、ヘッジ手段が先に決済されるため、ヘッジ会計の中止に該当し、引き続き当初の予定取引の実行が見込まれるため、それまでに繰り延べたヘッジ手段に係る損益または評価差額は、ヘッジ対象に係る損益が純損益として認識されるまで繰り延べる。

1.4 会計制度委員会報告第15号 「特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る 譲渡人の会計処理に関する実務指針」等の改正 (平成26年11月改正)

制15号21-2項

特別目的会社が発行する証券等の期限到来に伴う更新(リファイナンス)時においては、更新時の適正な価額に基づきリスク負担割合を算定し、リスクと経済価値のほとんどすべてが移転していると認められない場合は、更新時に適正な価額によって買戻しが行われたものとして処理する。

ただし、更新が、譲渡人の当初のリスク負担の金額(＝当初流動化時に制15号13項を適用しリスク負担割合を算定した際のリスク負担の金額)の増加を伴わないものである場合には、制15号に従って行われた当初の会計処理を見直す必要はない。

2. 当期末から適用される新会計基準等

2.1 税効果会計に適用する税率に関する適用指針 (平成28年3月公表)及び平成28年度税制改正関係

税効果会計基準四3、①法人税率等の改正

指27号5項及び6項

法人税率等改正が行われ、以下ようになる(期末資本金の額が1億円超の法人)。

(法人税)

現行23.9%から、平成28年4月1日から平成30年3月31日までに開始する事業年度は23.4%となり、平成30年4月1日以後開始する事業年度は23.2%となる。

(事業税(所得割)及び地方法人特別税)

平成20年度より法人事業税の一部が地方法人特別税として徴収されていたが、地方法人特別税は平成29年4月1日以後開始する事業年度から廃止され、法人事業税に還元される。

事業税率は、平成28年4月1日以後開始する事業年度について、改正により、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年は0.7%となり、平成29年4月1日以後開始する事業年度は3.6%となる。

地方法人特別税については、平成28年4月1日以後開始する事業年度について、改正により、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度は414.2%となり、平成29年4月1日以後開始する事業年度から廃止となる。

上記の税率改正により、平成28年4月1日以後開始する事業年度に関する法定実効税率(標準税率ベース)は、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度は29.97%、平成30年4月1日以後開始事業年度は29.74%に、それぞれ引き下げられる。

適用指針第27号の公表により、平成28年3月31日以後終了する連結会計年度及び事業年度の年度末から、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に用いる税率は、決算日において公布されている法人税法等に規定されている税率に代えて、決算日において国会で成立している法人税法等に規定されている税率によることとされた。平成28年度税制改正に係る改正法が平成28年3月29日に国会で成立したため、一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の計算において、改正後の税率を用いて法定実効税率を算定する。また、税率の変更により繰延税金資産及び繰延税金負債の金額が修正されたときは、その旨及び修正額を注記する。

指27号7項、8項

②地方税法等に基づく税率

〔設例2〕

平成28年度税制改正に係る地方税法等（住民税（法人税割）及び事業税（所得割）の税率が規定されているもの）が平成28年3月中に国会で成立しているが、改正された地方税法等（以下「改正地方税法等」）を受けて改正された条例（以下「改正条例」）が平成28年3月31日以前に各地方公共団体の議会等で成立していない場合、地方税法等に基づく税率は以下のとおりとなる。

ア 平成28年3月31日までに成立している条例（以下「改正前条例」）に標準税率で課税することが規定されているときは、改正地方税法等に規定されている標準税率

イ 改正前条例に超過課税による税率で課税することが規定されているときは、改正地方税法等に規定されている標準税率に、改正前条例に規定されている超過課税による税率が改正直前の地方税法等の標準税率を超える差分を考慮する税率

なお、上記イに定める差分を考慮する税率を算定するにあたっては、例えば、次の方法がある。

- ・ 改正地方税法等に規定されている標準税率に、改正前条例に規定されている超過課税による税率が改正直前の地方税法等の標準税率を超える数値を加えて算定する。なお、この結果として得られた税率が、改正地方税法等に規定されている制限税率を超える場合は、当該制限税率とする。
- ・ 改正地方税法等に規定されている標準税率に、改正前条例に規定されている超過課税による税率における改正直前の地方税法等の標準税率に対する割合を乗じて算定する。なお、この結果として得られた税率が、改正地方税法等に規定されている制限税率を超える場合は、当該制限税率とする。

税効果Q&A Q1

③欠損金の繰越控除

欠損金の繰越控除の改正が行われ、以下のようになる。

（欠損金の繰越控除限度額）

平成28年4月1日から平成29年3月31日までに開始する事業年度については、現行の繰越控除前の所得金額の65%から60%となり、また平成29年4月1日以後開始する事業年度については、現行は繰越控除前の所得金額の50%とされていたが、改正により、平成29年4月1日から平成30年3月31日までに開始する事業年度は55%、平成30年4月1日以後開始する事業年度は50%となる。

（欠損金の繰越期間の延長の適用時期）

欠損金の繰越期間については、平成29年4月1日以後開始事業年度において生じた欠損金額から10年とされていたが、改正により平成30年4月1日以後開始する事業年度において生じた欠損金額から10年となる。したがって、平成28年4月1日から平成30年3月31日までに開始する事業年度において生じた欠損金額については、その繰越期間は9年となる。

欠損金の繰越期間が延長されとしても、繰延税金資産の回収可能性の検討における将来年度の課税所得の見積可能期間が延長されるわけではないことに留意する。

3. 早期適用可能な新会計基準等

3.1 繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針 (平成27年12月公表、平成28年3月改正)

- | | |
|--------------|---|
| 指26号49項(2) | ①早期適用にあたっては、早期適用した連結会計年度及び事業年度の翌年度に係る四半期連結財務諸表及び四半期個別財務諸表においては、早期適用した連結会計年度及び事業年度の四半期連結財務諸表及び四半期個別財務諸表(比較情報)について、本適用指針49項(3)①から③に該当する定め(以下の②参照)を当該年度の期首に遡って適用する。 |
| 指26号49項(3) | ②適用初年度の期首において、以下の定めを適用することにより、これまでの会計処理と異なることとなる場合には、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更として取扱う。 <ul style="list-style-type: none"> i (分類2)に該当する企業において、スケジューリング不能な将来減算一時差異に係る繰延税金資産について回収できることを企業が合理的な根拠をもって説明する場合には回収可能性があるとする取扱い(21項ただし書き参照) ii (分類3)に該当する企業において、おおむね5年を明らかに超える見積可能期間においてスケジューリングされた一時差異等に係る繰延税金資産が回収可能であるとする取扱い(24項参照) iii (分類4)の要件に該当する企業であっても、将来において5年超にわたり一時差異等加減算前課税所得が安定的に生じることを企業が合理的な根拠をもって説明する場合には(分類2)に該当するものとする取扱い(28項参照) |
| 指26号49項(4) | ③適用初年度において、上記②の影響額について、早期適用した年度の期首に遡って本適用指針を適用し、適用による影響額を当該年度の期首の利益剰余金等に加減する。 |
| 123項,124項 | 早期適用の場合、適用初年度の年度末において、②の3つの定め of 適用を検討する際には、適用初年度の期首における当該項目の状況も合わせて整合性がとれるように検討を行う。 |
| 指26号49項(5) | ④適用初年度において、上記②により会計基準等の改正に伴う会計方針の変更として取扱う場合には、会計方針の変更による影響額の注記について、適用初年度の期首の繰延税金資産に対する影響額、利益剰余金に対する影響額、及びその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等に対する影響額を注記する。 |
| FASF記載例 | ⑤適用初年度において、上記②に該当せず、これまでの会計処理と異なる場合以外のケースにおいては、追加情報として当期より当該適用指針を適用している旨を記載する。 |
| 指26号49項、122項 | ⑥②の3つの定めが、「(3)監査委員会報告第66号の定めの内容を実質的に変更しているもの」として特定されている(122項)。このため、3つの定めに該当しないものの、回収可能性適用指針の適用前後で重要な影響が生じる場合には、会社分類の妥当性等を慎重に検討する必要があることに留意する。 |
| 指26号18項 | ⑦(分類1)に該当する企業は繰延税金資産の全額について回収可能性があるものとされるため、スケジューリング不能な将来減算一時差異に係る繰延税金資産も含めて全額を計上する必要がある、評価性引当金として繰延税金資産からその全部又は一部を控除することはできない点に留意する。 |
| 指26号19項、22項 | ⑧(分類2)及び(分類3)に該当するか否かの要件については、会計上の利益に基づく要件から課税所得に基づく要件に変更されている点について、留意する。 |

指26号21項、
75項、106項

⑨(分類2)に該当する企業については、原則として、スケジューリング不能な将来減算一時差異に係る繰延税金資産について、回収可能性がないものとする。ただし、スケジューリング不能な将来減算一時差異のうち、税務上の損金の算入時期が個別に特定できないが将来のいずれかの時点で損金に算入される可能性が高いと見込まれるものについては、当該将来減算一時差異に係る繰延税金資産について回収可能性があるものとしてとすることができるが、当該将来のいずれかの時点で回収できることを企業が合理的な根拠をもって説明できる場合に限られる点に留意する。

例えば、業務上の関係を有する企業の株式(いわゆる政策保有株式)のうち、過去に減損処理を行った上場株式について、当期末において、株式の売却時期の意思決定は行っていないが、市場環境、保有目的、処分方針等を勘案すると将来のいずれかの時点で売却する可能性が高いと見込む場合は、これに該当することも考えられる。

また、役員退職慰労引当金に係る将来減算一時差異について、損金算入時期を特定できない場合でも、将来のいずれかの時点で回収できることを企業が合理的な根拠をもって説明する場合、当該将来減算一時差異に係る繰延税金資産は回収可能性があるものとされている。

指26号24項、25項

⑩(分類3)に該当する企業においては、原則として、将来の合理的な見積可能期間(おおむね5年)を超える見積可能期間においてスケジューリングされた一差異等に係る繰延税金資産は回収可能性がないものとする。

ただし、臨時的な原因により生じたものを除いた課税所得が大きく増減している原因、中長期計画、過去における中長期計画の達成状況、過去(3年)及び当期の課税所得の推移等を勘案して、5年を超える見積可能期間においてスケジューリングされた一時差異等に係る繰延税金資産が回収可能であるとしてとすることができるが、当該一時差異等に係る繰延税金資産が回収可能であることを企業が合理的な根拠をもって説明する場合に限られる点に留意する。

なお、中長期計画は、おおむね3年から5年の計画を想定しており、また将来の合理的な見積可能期間は、個々の企業の業績予測期間、業績予測能力、当該企業の置かれている経営環境等を勘案した結果、5年以内のより短い期間となる場合があり、この場合には当該期間を合理的な見積可能期間とする。

指26号28項、89項

⑪(分類4)に該当する企業は、翌期の一時差異等加減算前課税所得の見積りに基づいて、翌期の一時差異等のスケジューリングの結果、繰延税金資産を見積る場合のみ当該繰延税金資産に回収可能性があるものとする。

ただし、重要な税務上の繰越欠損金が生じた原因、中長期計画、過去における中長期計画の達成状況、過去(3年)及び当期の課税所得又は税務上の欠損金の推移等を勘案して、将来の一時差異等加減算前課税所得を見積る場合、将来において5年超にわたり一時差異等加減算前課税所得が安定的に生じることを企業が合理的な根拠をもって説明するときは(分類2)に該当するものとして取扱う。(分類2)に該当するものとして取扱われるケースは、⑫の(分類3)に該当するものとして取扱われるケースに比べて多くはないものと考えられる。

(分類2)として取扱う場合、上記⑨の取扱いについて留意する。

指26号29項

⑫(分類4)に該当する企業で、重要な税務上の繰越欠損金が生じた原因、中長期計画、過去における中長期計画の達成状況、過去(3年)及び当期の課税所得又は税務上の欠損金の推移等を勘案して、将来の一時差異等加減算前課税所得を見積る場合、将来においておおむね3年から5年程度は一時差異等加減算前課税所得が生じることを企業が合理的な根拠をもって説明するときは(分類3)に該当するものとして取扱う。(分類3)として取扱う場合、上記⑩の取扱いのうち、5年超の見積可能期間に係る繰延税金資産の回収可能性は適用されないことに留意する。

—

⑬前年度においては合理的な根拠をもって説明を行わなかったが、当年度は合理的な根拠をもって説明を行う場合、状況の変化があるかなど、当該規定の適用の変更により理由があるか確認する必要がある。

指26号15項、16項

⑭(分類1)から(分類5)に係る分類のいずれの要件も満たさない場合、過去の課税所得又は税務上の欠損金の推移、当期の課税所得又は税務上の欠損金の見込み、将来の一時差異等加減算前課税所得の見込み等を総合的に勘案し、各分類の要件からの乖離度合いが最も小さいと判断されるものに必ず分類する。

4. マイナス金利下における会計処理

4.1 退職給付会計(割引率)

ASBJ331回議事概要 平成28年3月決算においては、割引率として用いる利回りについて、マイナスとなっている利回りをそのまま利用する方法とゼロを下限とする方法のいずれの方法を用いても、現時点では妨げられないものと考えられる、とされている。(議事概要別紙「審議事項(4)マイナス金利に関する会計上の論点への対応について」)

4.2 金利スワップの特例処理

ASBJ332回議事概要 借入金の変動金利について金銭消費貸借契約にマイナス金利を想定した明示の定めがない場合で、かつ、ゼロを下限とすると解釈する場合でも、現時点では、実際に借入金の変動金利がマイナスとなっている例は少ないと考えられ、仮にマイナスとなっている場合でも、借入金の支払利息額(ゼロ)と金利スワップにおける変動金利相当額とを比較した場合、通常、両者の差額は僅少と考えられることから、平成28年3月決算においては、これまで金利スワップの特例処理が適用されていた金利スワップについて、特例処理の適用を継続することは妨げられないものと考えられる、とされている。(議事概要別紙「審議事項(2)マイナス金利に関する会計上の論点への対応」)



有限責任 あずさ監査法人

azsa-jgaap@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供できるよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2016 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. 16-1525

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.